

令和 8 年度における独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の中小企業者に関する契約の方針

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号。以下「官公需法」という。）第 5 条の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和 8 年 4 月 21 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和 8 年度における新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を次のとおり定める。

第 1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

当機構は、令和 8 年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額の比率が前年度までの実績を上回るよう努め、令和 3 年度以降の中小企業・小規模事業者向け契約実績を踏まえ、金額が約 235,008 千円、比率が 36.72% になるよう努めるものとする。

2 新規中小企業者向け契約目標

中小企業・小規模事業者向け契約目標のうち、新規中小企業者の契約比率については、前年度までの実績を上回るよう努め、令和 3 年度以降の新規中小企業者の契約実績を踏まえ、引き続き 3.34% を目指すものとする。

第 2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

当機構は、中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、政府が進める価格転嫁、取引適正化及び賃金向上推進の趣旨等も踏まえ、次のとおり取り組むものとする。

- 1 技術力等のある中小企業・小規模事業者に対する受注の機会の増大
- 2 事業継続力が認められる中小企業・小規模事業者に対する受注機会の増大
- 3 地域の中小企業・小規模事業者等の積極的な活用に向けた地域要件の設定等
- 4 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関する適切な対応
- 5 一括調達、共同調達における下位等級者の参加の推進
- 6 総合評価落札方式の適切な活用及び評価の実施

- 7 分離・分割発注の推進
- 8 中小建設業者の受注機会の確保に向けた配慮
- 9 中小石油販売業者に対する配慮
- 10 官公需における価格転嫁・取引適正化のために講ずる措置
- 11 適正な納期・工期・納入条件等の設定
- 12 再委託先を含めた適正な人件費確保等の周知
- 13 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し
- 14 中小建設業者の取引適正化に対する配慮
- 15 低入札価格調査制度の適切な活用等
- 16 中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮
- 17 知的財産権の取扱いの明記
- 18 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応
- 19 機構ウェブサイトへの掲載による官公需情報の提供
- 20 官公需に関する相談体制の整備（「官公需相談窓口」：管理部会計課）
- 21 被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮
- 22 令和2年7月豪雨及び令和6年能登半島地震の被災地域の中小企業・小規模事業者に対する配慮

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

- 1 新規中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置
当機構は、新規中小企業者の受注機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、「スタートアップ育成5か年計画」（令和4年11月28日新しい資本主義実現会議決定）の趣旨等を踏まえ、次のとおり取り組むものとする。
 - (1) 過去の実績を過度に求めない運用
 - (2) 見積先の柔軟化の推進

(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 4 号で都道府県知事が認定した商品又は役務（いわゆる「トライアル発注認定商品等」という。）等の受注機会の増大

(4) 新規中小企業者からの相談体制

2 組合の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るため、基本方針に即して取り組むものとする。

第4 上記第1～第3に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

1 本方針の適用範囲

本方針は、当機構の全ての部署に適用するものとする。

2 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大のため、機構に設置されている調達等合理化検討会（統括責任者：理事）を推進本部とし、第1の目標達成に向けて、必要に応じて調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供等を行うものとする。

3 制度運用に係る作業環境の整備

新規中小企業者の調達実績の把握やみなし大企業の確認等の制度運用状況を適切に把握し、効率的な確認作業等が可能となる作業環境の整備を図るものとする。

附則

○ 本方針の公表

官公需法第5条第3項に基づき、本方針は速やかに公表するものとする。